

正しく知って、きちんと守ろう！

自転車の交通ルール

令和元年中、京都府内で発生した大学生が関係する交通事故は 396 件で、死者は 2 人、負傷者は 261 人でした。そのうち、71 人は自転車乗車中にケガをしています。

自転車は手軽で大変便利な乗り物ですが、その一方で交通ルールの軽視や無謀な運転が問題となっているほか、大学生が加害者となる交通事故も発生しています。

自転車は車両（軽車両）です。交通ルールを遵守し、相手を傷つけない、自分も傷つかない、思いやりを持った安全な運転を心がけましょう！

目 次

- 自転車の走行するところ（通行区分）
- 交差点等の通行方法
- その他の自転車ルール
- 「自転車運転者講習」について
- 知っておきたい自転車事故の加害者責任



自転車の走行するところ(通行区分)

◆ 車道が原則、歩道は例外

自転車は道路交通法上、「軽車両」と位置づけられています。
自動車やバイクと同じ「車両」なので、歩道と車道の区別のあるところでは、車道を通
行するのが原則です。

(3月以下の懲役又は5万円以下の罰金)

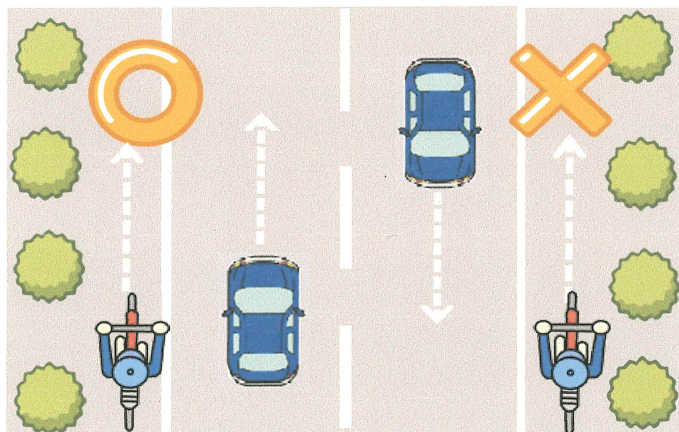
◆ 車道は左側を通行

自転車は、車道の左側端を通行しなければなりません。

(3月以下の懲役又は5万円以下の罰金)

右側通行は法律違反になるだけでなく、対向の自動車や自転車と正面衝突する恐れが
あるなど大変危険です。

◆ 路側帯を通行するときは…



歩道のない道路に白線で区画された
部分(路側帯)では、

- 左側の路側帯を通行することができます。
- 右側の路側帯は、通行できません。
(3月以下の懲役又は5万円以下の罰金)
- 路側帯を通行する場合は、歩行者の
通行を妨げないような速度と方法で
進行しなければなりません。
(2万円以下の罰金又は科料)



路側帯

駐停車禁止路側帯

歩行者用路側帯

この路側帯内は自転車では通行する
ことは出来ません。

◆ 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行



自転車も例外的に歩道を通ることができる場合があります。しかし、あくまでも**歩行者優先**です。

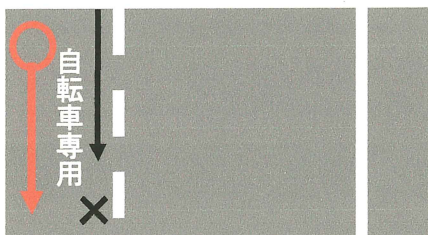
- 歩道を走るときは歩道の車道寄り（指定された部分がある場合はその部分）を通らなければなりません。
- 歩道を通行する場合は、直ぐに止まれるような速度で走り、歩行者の妨げとなる場合は一時停止しなければなりません。（2万円以下の罰金又は料料）

自転車歩道が歩道を通ることができる場合

- 「自転車及び歩行者専用」の道路標識や「普通自転車歩道通行可」の表示がある場合
- 運転者が、13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、身体の不自由な人である場合
- 道路工事など交通の状況からみて、やむを得ない場合



◆ 普通自転車専用通行帯では…



道路標示の文字を読める方向に走行

普通自転車は、「普通自転車専用通行帯」が設けられている道路では、その車両通行帯を通行しなければなりません。（5万円以下の罰金）

※ 普通自転車は、進行方向の左側にある普通自転車専用通行帯を通行します。

※ 道路の状況やその他の事情により、やむを得ない場合は、普通自転車専用通行帯以外の車線を通行することができます。（駐車車両・道路工事等で通行出来ない場合など）

◆ 自転車道では…

普通自転車は、「自転車道」が設けられている道路では、自転車道を通行しなければなりません。（2万円以下の罰金又は料料）

- ※ 自動車が行き交う車道は通行出来ません。



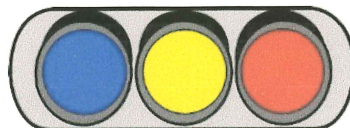
交差点等の通行方法

◆ 信号のある交差点

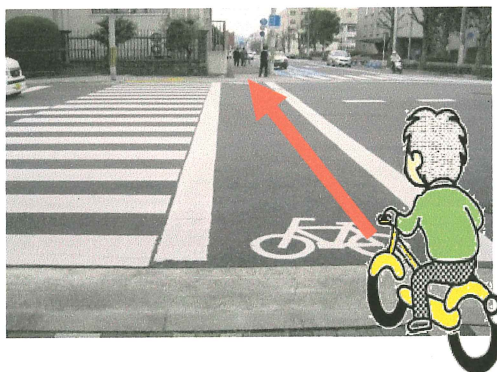
信号のある交差点では、信号機が表示する信号に従わなければなりません。

(3月以下の懲役または5万円以下の罰金)

- 右のように「歩行者自転車専用」と表示されている信号機がある場合は、その信号機の表示に従わなければなりません。
- 「自転車専用」「軽車両専用」と表示されている信号機がある場合は、その信号機に従わなければなりません。



◆ 自転車の横断方法



自転車で交差点を通行するとき、自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通行しなければなりません。(2万円以下の罰金又は科料)

また、横断歩道は歩行者の横断のための場所ですので、横断中の歩行者がいないなど、歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

◆ 一時停止と安全確認

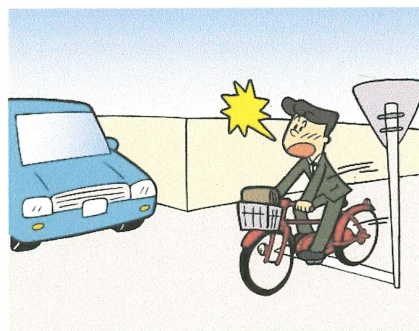


一時停止の道路標識のある交差点では、必ず止まらなければなりません。

(3月以下の懲役又は5万円以下の罰金)

また、左右の見通しのきかない交差点に入るときは、徐行しなければなりません。

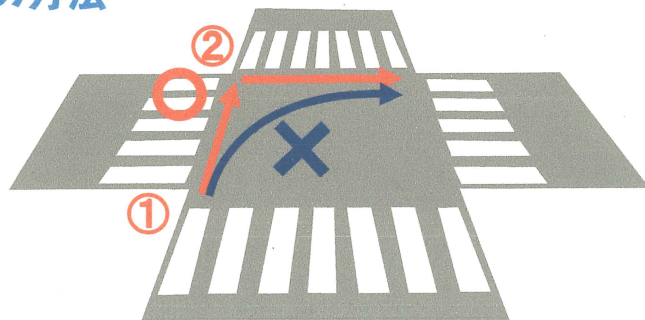
(3月以下の懲役又は5万円以下の罰金)



◆ 信号のない交差点における右折の方法

自転車で右折する場合は、二段階右折になります。できるだけ道路の左端に寄って交差点の向こう側までまっすぐ進み、十分速度を落として曲がらなければなりません。

(2万円以下の罰金又は科料)

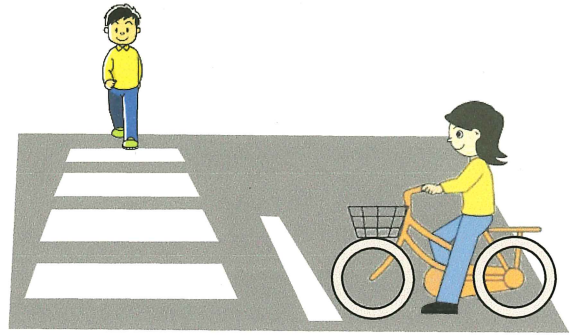


その他の自転車ルール

◆ 信号のない横断歩道等における歩行者の保護

- 車両等は横断歩道（自転車横断帯）を横断しようとする歩行者（自転車）がないことが明らかな場合を除き、横断歩道（自転車横断帯）の直前（停止線が設けられているときは、その停止線の直前）で停止できるような速度で進行しなければなりません。
- 車両等は歩行者（自転車）が横断歩道（自転車横断帯）を横断しているときや、横断しようとしているときは、横断歩道（自転車横断帯）の直前（停止線が設けられているときは、その停止線の直前）で一時停止し、その通行を妨げないようにしなければなりません。

（3月以下の懲役又は5万円以下の罰金）



◆ 夜間はライト点灯

自転車運転者が前方を確認できることはもちろん、車のドライバーに見落とされないためにも、夜間は必ずライトをつけなければなりません。

（5万円以下の罰金）

また、前・後輪のスポークや服装等にも反射材を付け、目立つ工夫をしましょう。



◆ 踏切の横断

踏切では、必ず手前で一時停止して安全確認しましょう。
踏切への無理な進入は絶対にやめましょう。

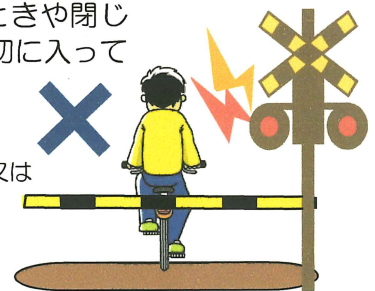
- 車両等は踏切を通過しようとするときは、踏切の直前で停止し、安全を確認した後でなければ進行してはいけません。

※信号機のある踏切で、その信号に従うときは停止しないで進行できる。



- 踏切の遮断機が閉じようとしているときや閉じている間は、踏切に入ってははいけません。

（3月以下の懲役又は5万円以下の罰金）



「自転車運転者講習」制度について

次のような「危険行為」を3年以内に2回以上繰り返すと、「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

<p>自転車運転者講習 受講義務の対象となる 14の危険行為</p>	<p>信号無視 法第7条違反</p> 	<p>通行禁止違反 法第8条第1項違反</p> 
<p>歩行者用道路における 車両の通行義務違反 法第9条違反</p> 	<p>通行区分違反 法第17条第1項、第4項、第6項違反</p> 	<p>路側帯通行時の 歩行者の通行妨害 法第17条の2 第2項違反</p> 
<p>遮断踏切への立ち入り 法第33条 第2項違反</p> 	<p>交差点での優先道路通行妨害など 法第36条 違反</p> 	<p>交差点右折時の 通行妨害など 法第37条違反</p> 
<p>環状交差点での 安全進行義務違反 法第37条の2違反</p> 	<p>指定場所一時不停止 法第43条違反</p> 	<p>歩道通行時の 通行方法違反 法第63条の4 第2項違反</p> 
<p>制動装置（ブレーキ）不良自転車の運転 法第63条の9 第1項違反</p> 	<p>酒酔い運転 法第65条 第1項違反</p> 	<p>安全運転義務違反 法第70条違反</p> 

自転車運転者講習が命じられると…

3ヶ月以内の指定された期間に講習を受けなければなりません。
講習手数料 6,000円

講習時間は**3時間**で、受講者（違反者）の特性に応じた個別指導を含むものです。

命令に従わず、講習を受けないと
5万円以下の罰金刑に処されます。

知っておきたい自転車事故の加害者責任

○ こんな自転車事故が発生しています！

神奈川県で、女子大学生がスマートフォンを操作しながら電動自転車を運転し、歩行者と衝突。歩行者は脳挫傷などの障害を負い死亡しました。
この交通事故で、大学生に対し、禁固2年、執行猶予4年の有罪判決が出ました。

茨城県で、男子大学生が無灯火で、スマートフォンを見ながらマウンテンバイクを運転し、歩行者と衝突。歩行者は頭を強く打って死亡しました。
この交通事故で、大学生は重過失致死の疑いで書類送検されました。

自転車も事故を起こせば非常に重い責任が課せられます。「自転車だから大丈夫。事故を起こしても大事には至らない。」などということは決してありません。道路交通法上、自転車は車両（軽車両）として位置づけられています。法律違反をして事故を起こすと、自転車利用者に対して、刑事上の責任と民事上の損害賠償責任が発生します。

刑事上の責任

相手を死傷させた場合「重過失致死傷罪」となります。

民事上の責任

被害者に対する損害賠償の責任を負います。

○ 自転車での加害者事故例

自転車事故でも被害の大きさにより数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。

賠償額(※)	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。(東京地方裁判所、平成20年6月5日判決)
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。(東京地方裁判所、平成15年9月30日判決)
5,438万円	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性(55歳)と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。(東京地方裁判所、平成19年4月11日判決)
4,043万円	男子高校生が朝、赤信号で交差点の横断歩道を走行中、旋盤工(62歳)の男性が運転するオートバイと衝突。旋盤工は頭蓋内損傷で13日後に死亡した。(東京地方裁判所、平成17年9月14日判決)

(※)賠償額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。

万が一の事故に備えて

自転車保険に加入しましょう！

～京都府内では自転車保険の加入が義務化されています～